

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をしたものを選定し
随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和2年（2020年）4月3日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

（1）業務名

リサイクル制度普及啓発事業委託業務

（2）業務内容

3R（特に各種リサイクル制度や北海道リサイクル製品認定制度）の効果・意義、道民生活との結びつきなどについて、新聞広告、展示会、パンフレット等において複合的・効果的に啓発することで、3R（特にリサイクル）に係る意識向上を図るとともに北海道認定リサイクル製品（以下「認定製品」という。）を含む再生品の利用を促進する。

（3）契約期間

契約の日から令和3年（2021年）3月19日（金）まで

（4）履行場所

道内及び道外

2 公募型プロポーザル方式に参加するものに必要な資格について

次のいずれにも該当すること。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと

（2）地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと

（3）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（4）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（5）暴力団関係事業者等でないこと。

（6）次に掲げる税を滞納している者でないこと

- ・道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
- ・本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- ・消費税及び地方消費税

（7）次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合は除く）

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

（8）道内に営業・運営拠点を有すること

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、参加申請書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出期限

令和2年(2020年)4月10日(金)午後5時まで

イ 提出方法

持参又は郵送(配達証明、簡易書留、書留のいずれかによる)による

(持参による提出の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時30分(提出期限の日においては午後5時)まで)

ウ 提出場所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部環境局気候変動対策課民間連携グループ

電話番号 011-204-5197(直通)

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案説明書の交付に関する事項

(1) 交付期間

令和2年(2020年)4月3日(金)から令和2年(2020年)4月9日(木)まで
ただし、土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時30分まで

(2) 交付場所

上記3(1)ウに同じ

(3) 交付方法

直接交付又はホームページからのダウンロードによる

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/re/ninteiseido/proposal.htm>)

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和2年(2020年)4月24日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

上記3(1)イに同じ

(3) 提出場所

上記3(1)ウに同じ

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は、無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

(1) 名称

北海道環境生活部環境局気候変動対策課民間連携グループ

(2) 所在地

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号

011-204-5197 (直通)

10 その他

(1) 参加申請書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) 詳細は、プロポーザル企画提案に係る説明書による。